寄 附 行 為

学校法人 越原学園

```
沿革 昭和14年12月 6日財団法人設立許可
昭和25年 3月14日変更認可(短大設置)
昭和26年 3月 2日学校法人組織変更認可
昭和39年 1月25日変更認可(大学設置、中学校設置者変更)
昭和43年 6月 8日変更認可(理事の定員増)
昭和46年 3月16日変更認可(幼稚園設置)
昭和52年 4月 1日変更認可(法人名変更、役員の任期変更)
昭和53年 4月 1日変更認可(専門学校設置)
昭和55年 3月19日変更認可(専門学校校名変更及び理事の選任)
昭和57年 1月16日変更認可(英語科設置)
昭和57年10月22日変更認可(小川奨学基金)
昭和58年 3月31日変更認可(服飾科廃止)
昭和62年12月23日変更認可(文学部設置)
平成 元年12月22日変更認可(家政科学科名変更)
平成 2年 7月12日変更認可(専門学校廃止)
平成 4年 1月27日変更認可(児童学科廃止、家政科削除、第33条修正)
平成 6年12月21日変更認可(食物栄養学科設置)
平成 9年12月19日変更認可(大学院生活学研究科、人文科学研究科設置)
平成11年 7月28日変更認可(生活環境学科設置)
平成12年12月27日変更認可(英語英文学科学科名変更)
平成15年 3月26日変更認可(学園長設置)
平成16年 1月 7日変更認可(寄附行為変更に係る届出事項の規定追加)
平成16年 4月 1日変更 (国際言語表現学科設置)
平成16年11月30日変更認可(保育学科設置)
平成17年 3月16日変更認可(私立学校法の改正)
平成17年 4月 1日変更 (生活福祉学科設置)
平成18年 3月31日変更認可(副学園長職設置)
平成18年 5月29日変更 (英語科廃止)
平成18年11月10日合併認可(学校法人名古屋女子大学が学校法人越原学園
                を合併し、法人名称を「学校法人越原学園」に
                変更)
                (国際言語表現学科学科名変更)
平成20年 4月 1日変更
平成20年12月15日変更
                (家政学科、英語英米文化学科廃止)
平成21年 4月 1日変更
                (家政経済学科設置、日本文学科廃止、国際
                言語学科学科名変更)
平成24年 4月 1日変更
                (栄養科廃止)
                (大学院人文科学研究科廃止)
平成25年 4月 1日変更
平成25年12月12日変更
                (生活福祉学科廃止)
平成26年 4月 1日変更
               (理事・評議員の選任条項等変更)
平成27年 4月 1日変更
                (理事の選任条項等変更)
平成28年12月 5日変更
               (国際英語学科廃止)
平成29年 1月24日変更認可(収益事業〔不動産賃貸業〕の開始)
平成29年 5月30日変更認可(収益事業 [電気業] の開始)
平成30年11月 6日変更認可(健康科学部設置)
```

令和 2年 3月 2日変更認可(私立学校法等の改正)

学校法人越原学園寄附行為

第1章 総 則

第1条(名 称)

この法人は、学校法人越原学園と称する。

第2条(事務所)

この法人は、事務所を名古屋市瑞穂区汐路町三丁目40番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

第3条の2 (収益事業)

この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。 不動産賃貸業、電気業

第4条(設置する学校)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 名古屋女子大学

大学院 生活学研究科

家政学部 食物栄養学科

生活環境学科

家政経済学科

健康科学部 健康栄養学科

看護学科

文学部 児童教育学科

(2) 名古屋女子大学短期大学部

生活学科

保育学科

- (3) 名古屋女子大学高等学校 全日制課程 普通科
- (4) 名古屋女子大学中学校
- (5) 名古屋女子大学付属幼稚園

第4条の2 (学園長)

- 1 前条の各学校の教育を統括するために、この法人に学園長を置く。
- 2 理事長は、評議員会の意見を徴し、理事会の議を経て、学園長を任命する。
- 3 学園長の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 4 学園長に関し、必要な事項は別に定める。

第4条の3 (副学園長)

- 1 この法人に副学園長を置くことができる。
- 2 副学園長は、学園長を補佐し、学園長に事故あるとき、又は学園長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 理事長は、評議員会の意見を徴し、理事会の議を経て、副学園長を任命する。
- 4 副学園長の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 5 副学園長に関し、必要な事項は別に定める。

第5条(小川奨学基金)

- 1 この法人に小川奨学基金を置く。小川奨学基金は、本学園創立の功労者理事故小川潤三氏の篤志寄附を元本とし、同氏の遺志に基づき、元本から生ずる果実をもって奨学事業を行う。
- 2 小川奨学基金の運営に関する規程は別に定める。

第3章 役員及び理事会

第6条(役員)

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1)理事 5人以上6人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長 の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち2人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議 決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

第7条 (理事の選任)

- 1 理事は、次の各号に掲げる者とする。ただし、名古屋女子大学学長、名古屋女子 大学短期大学部学長のうち、いずれかが他のものを兼任する場合には、その兼任す る者は、理事とならないものとする。
 - (1) 名古屋女子大学学長
 - (2) 名古屋女子大学短期大学部学長
 - (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人

- (4) 学識経験者のうち理事会において選任した者 2人
- 2 前項第1号から第3号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を 失うものとする。

第8条 (監事の選任)

- 1 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、 評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会にお いて選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

第9条(役員の任期)

- 1 役員(第7条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

第10条(役員の補充)

理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第11条(役員の解任及び退任)

- 1 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 前項の規定は第4条の2に規定する学園長及び第4条の3に規定する副学園長 に準用する。
- 3 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4)私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至っ

たとき

第12条 (理事長の職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

第13条 (常務理事の職務)

常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

第14条 (理事の代表権の制限)

理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第15条 (理事長職務の代理等)

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

第16条 (監事の職務)

- 1 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び 評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議 員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違 反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為に よってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該

行為をやめることを請求することができる。

第17条(理事会)

- 1 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に 付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が 連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議 長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第1 3項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ 意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第18条(業務の決定の委任)

法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第19条 (議事録)

- 1 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、 議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

第20条 (評議員会)

- 1 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、12人以上17人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会 議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじ め意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

第21条(議事録)

第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

第22条(諮問事項)

次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見 を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画

- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4)役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産 上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第23条 (評議員会の意見具申等)

評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第24条 (評議員の選任)

- 1 評議員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6人又は7人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任した者 2人以上4人以内
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4人以上6人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第25条(任期)

- 1 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

第26条(評議員の解任及び退任)

- 1 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の 議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

第27条(資產)

この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第28条(資産の区分)

- 1 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する 資金及び小川奨学基金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本 財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用 財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、 運用財産又は収益事業用財産に編入する。

第29条(基本財産の処分の制限)

- 1 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむ を得ない理由があるときは、小川奨学基金を除き、理事会において理事総数の3分 の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。
- 2 小川奨学基金は、これを処分し、または担保に供してはならない。

第30条 (積立金の保管)

基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第31条(経費の支弁)

この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、学則に定められた学生生徒等納付金及び手数料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

第32条(会 計)

- 1 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。
- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び 収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

第33条(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

- 1 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第34条(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなけれ ばならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除 く。)についても、同様とする。

第35条(決算及び実績の報告)

- 1 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告 し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れ なければならない。

第36条(財産目録等の備付け及び閲覧)

- 1 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、 事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿 をいう。)を作成しなければならない。
- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄 附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を 除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった 場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外し て、同項の閲覧をさせることができる。

第37条(情報の公表)

この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの 利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

第38条(役員の報酬)

役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第39条(資産総額の変更登記)

この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月 以内に登記しなければならない。

第40条(会計年度)

この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

第41条(解 散)

- 1 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席 した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4)破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2 号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第42条 (残余財産の帰属者)

この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の

議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第43条(合 併)

この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の 議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

第44条 (寄附行為の変更)

- 1 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の 2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

第45条(書類及び帳簿の備付け)

この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、 常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

第46条(公告の方法)

この法人の公告は、学校法人越原学園の掲示場に掲示して行う。

第47条 (責任の免除)

役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する 責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況 などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から 私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定 に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免 除することができる。

第48条(責任限定契約)

理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でな

いものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が 任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当 該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1 0万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及 び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額 を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第49条(施行細則)

この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 この法人の寄附行為変更当初の役員は、次のとおりとする。

理	事 (理事長)	越	原	公	明
理	事	安	江	恒	_
理	事	小	JII	潤	三
理	事	済	木	釈	夫
理	事	広		正	義
理	事	越	原	_	郎
監	事	内	木	虎	蔵
監	事	森		照	子

- 2 この寄附行為は、昭和26年 3月 2日から施行する。 附 則
- この改正寄附行為は、昭和39年 1月25日から施行する。 附 則
- この改正寄附行為は、昭和43年 6月 8日から施行する。 附 則
- この改正寄附行為は、昭和46年 3月16日から施行する。 附 則
- この改正寄附行為は、昭和52年 4月 1日から施行する。 附 則
- この改正寄附行為は、昭和53年 4月 1日から施行する。 附 則
- この改正寄附行為は、昭和55年 4月 1日から施行する。 附 則
- この改正寄附行為は、昭和57年 4月 1日から施行する。 附 則
 - この改正寄附行為は、昭和57年10月22日から施行する。

附則

この改正寄附行為は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附即

この改正寄附行為は、昭和63年 4月 1日から施行する。

附則

平成元年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年 4月 1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成2年 7月12日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成4年 1月27日)から施行する。

附則

平成6年12月21日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年 4月 1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成9年12月19日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成11年 7月28日)から施行する。 附 則

(施行期日)

平成12年12月27日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年 4月 1日から施行する。

(名古屋女子大学の英語英文学科の存続に関する経過措置)

名古屋女子大学の英語英文学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

平成15年3月26日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日 から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成16年1月7日)から施行する。 附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年11月30日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成17年3月16日)から施行する。

附則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附則

平成18年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日 から施行する。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成18年5月29日)から施行する。

附則

平成18年11月10日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

(名古屋女子大学文学部国際言語表現学科の存続に関する経過措置)

名古屋女子大学文学部国際言語表現学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成20年12月15日)から施行する。

附則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(名古屋女子大学文学部国際言語学科の存続に関する経過措置)

名古屋女子大学文学部国際言語学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成25年12月12日)から施行する。

附則

平成26年1月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

この寄附行為施行の際、現に理事、監事、評議員である者は、この寄附行為による理事、監事、評議員とみなし、変更前の寄附行為第7条第1項第5号及び第6号の理事は、この寄附行為第7条第1項第4号及び第5号の理事にそれぞれ読み替える。ただしその任期は、変更前の寄附行為に基づく任期満了の日まで

とする。

附則

平成27年2月12日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

この寄附行為施行の際、現に理事である者は、この寄附行為による理事とみなし、変更前の寄附行為第7条第1項第4号及び第5号の理事は、この寄附行為第7条第1項第3号及び第4号の理事にそれぞれ読み替える。ただしその任期は、変更前の寄附行為に基づく任期満了の日までとする。

附則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成28年12月5日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成29年1月24日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成29年5月30日)から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成30年11月6日)から施行する。

附則

令和2年3月2日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施 行する。

新旧の比	較対照表				
新	旧				
第4条(設置する学校) この法人は、前条の目的を達成するため、 次に掲げる学校を設置する。	第4条(設置する学校) この法人は、前条の目的を達成するため、 次に掲げる学校を設置する。				
(1)名古屋女子大学	(1) 名古屋女子大学				
大学院生活学研究科	大学院生活学研究科				
家政学部 食物栄養学科 生活環境学科 家政経済学科	家政学部 食物栄養学科 生活環境学科 家政経済学科				
健康科学部 健康栄養学科 看護学科	健康科学部 健康栄養学科 看護学科				
医療科学部 理学療法学科 作業療法学科	(新 設)				
文学部 児童教育学科	文学部 児童教育学科				
(2)名古屋女子大学短期大学部 生活学科 保育学科	(2)名古屋女子大学短期大学部 生活学科 保育学科				
(3)名古屋女子大学高等学校 全日制課程 普通科	(3)名古屋女子大学高等学校 全日制課程 普通科				
(4) 名古屋女子大学中学校	(4)名古屋女子大学中学校				
(5) 名古屋女子大学付属幼稚園	(5) 名古屋女子大学付属幼稚園				
(略)					
附 則 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日 (令和 年 月 日)から施行する。					

様式第4号その1(第11条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

	設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類 (医療科学部)																					
区	_	分	年	度	平成30	0年度	令和元	年度	令和	12年度	令和3 開設年度(年度 D前年度	令和4 開設	4年度 :年度	令和5	年度	令和(6年度	令和	7年度	合	計
	校 地 (うち造成費)		3,237 (3,237	千円 千円)	99,633 (99,633	千円)	_	千円 -	1	千円		千円 -		千円	-	千円 -	-	千円 -	102,870 (102,870	千円 0千円)		
	施	基	準	内	-	-	275,000	0千円	442,9	45千円	338,49	0千円	-	_	-			-	-	-	1,056,43	85千円
設置経費	設 基 準 外			_	_		-	_	_			_	-	_	_							
経 費	Ξ₩	図		書	_	-	_		11,80	5千円	195-	f円	-	_	_			-	-	-	12,000	千円
	備	教 校 備		具品	_	-	-		54,79	6千円	313,48	4千円	-	_	_			_	-	-	368,28	0千円
		小		計	3,237	千円	374,63	3千円	509,5	46千円	652,16	9千円	-	_	_			-		-	1,539,58	35千円
新設校	新設校の開設年度の経常経費																					
合				計	3,237	千円	374,633	3千円	509,5	46千円	652,16	9千円	-	-	_			-		-	1,539,58	85千円
既設	施設	基	準	内					938,135	千円												

既 設	施	基	準	内	938,135 千円
#校	設	基	準	外	84,439 千円
用からの	設	図		書	157,819 千円
転	備	教具	・校具・	備品	23,728 千円

	設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類								
区 分	財源充当額	財源の調達方法							
現金預金	1,448,049千円	平成30年度に3,237千円(校地造成費)を、また令和元年度に374,633千円(校地造成費、施設建設仮勘定)を、令和2年度に509,546千円(施設設備)を支出した。残額の652,169千円については、令和2年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から流動負債および第4号基本金を控除した560,633千円を財源に充当する。							
第2号基本金引当特定資産	91,536千円	令和2年度までに積み立てた同資産の残高1,140,000千円について、令和3年度に 取崩しを行う244,000千円のうち、91,536千円を財源に充当する。							
슴 計	1,539,585千円								

様式第6号その2(第11条関係)

年 度	令和元年度末	令和2年度末	申請時
科目	(申請前々年度)	(申請前年度)	(令和3年 3月31日)
一 基本財産	25,901,755 千円	25,796,187 千円	25,796,187千円
二 運用財産	14,153,294千円	13,567,085 千円	13,567,085 千円
三 収益事業用財産	2,352,014千円	5,352,228千円	5,352,228 千円
四 負債額	2,813,834 千円	1,777,869千円	1,777,869千円
1 固定負債	1,745,319 千円	802,952千円	802,952 千円
2 流動負債	1,068,515千円	974,916千円	974,916 千円
3 収益事業用負債	117,043千円	2,403,804 千円	2,403,804千円
五 基本財産+運用財産	40,055,049千円	39,363,272千円	39,363,272 千円
六 純資産(五一四)	37,241,215千円	37,585,403千円	37,585,403千円

貸借対照表 ^{令和 3年 3月31日}

	114月 9十 97191日		
			(単位 円)
資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	37, 285, 505, 871	35, 338, 809, 989	1, 946, 695, 882
有形固定資産	25, 921, 619, 781	26, 029, 712, 632	△ 108, 092, 851
特定資産	5, 577, 675, 824	5, 517, 675, 824	60, 000, 000
その他の固定資産	5, 786, 210, 266	3, 791, 421, 533	1, 994, 788, 733
流動資産	2, 077, 765, 892	4, 716, 238, 116	\triangle 2, 638, 472, 224
資産の部合計	39, 363, 271, 763	40, 055, 048, 105	△ 691, 776, 342
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	802, 952, 309	1, 745, 318, 584	\triangle 942, 366, 275
流動負債	974, 916, 499	1, 068, 515, 112	\triangle 93, 598, 613
負債の部合計	1, 777, 868, 808	2, 813, 833, 696	\triangle 1, 035, 964, 888
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	36, 652, 737, 764	36, 058, 907, 846	593, 829, 918
第1号基本金	34, 774, 837, 493	34, 241, 007, 575	533, 829, 918
第2号基本金	1, 140, 000, 000	1, 080, 000, 000	60, 000, 000
第3号基本金	405, 512, 271	405, 512, 271	0
第4号基本金	332, 388, 000	332, 388, 000	0
繰越収支差額	932, 665, 191	1, 182, 306, 563	△ 249, 641, 372
純資産の部合計	37, 585, 402, 955	37, 241, 214, 409	344, 188, 546
負債及び純資産の部合計	39, 363, 271, 763	40, 055, 048, 105	\triangle 691, 776, 342

様式第7号その1(第11条関係)

事業計画及びこれに伴う予算書

事 業 計 画

1 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事 項 事業規模等		備考
	医療科学部 校舎新築	鉄筋コンクリート造3階建て 面積1,122㎡	令和3年7月	-
3年度	図書購入	学部設置に必要な図書	令和4年3月	-
	教具·備品購入	学部設置に必要な機器・備品	令和4年3月	-
4年度	教具·備品購入	老朽化設備の更新	随時	-
5年度	教具·備品購入	老朽化設備の更新	随時	-
6年度	教具·備品購入	老朽化設備の更新	随時	_
7年度	教具·備品購入	老朽化設備の更新	随時	-

様式第10号その1(第12条関係) 資金収支予算決算総括表

(収入の部) (単位 千円)

(DAY AND HILL)				\ I I— I I I/
年 度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
科目	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入	132,459	248,230	362,554	475,431
手数料収入	2,738	5,104	5,472	7,050
寄付金収入	1,344	2,859	4,136	5,476
補助金収入	7,625	16,170	23,528	31,446
資産売却収入	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入	1,959	4,200	5,160	6,580
受取利息 · 配当金収入	3,402	6,480	9,720	11,340
雑収入	680	601	742	3,083
借入金 <u>等</u> 収入	0	0	0	0
前受金収入	87,920	87,920	87,920	87,920
その他の収入	0	0	0	0
資金収入調整勘定	△ 87,920	△ 87,920	△ 87,920	△ 87,920
前年度繰越支払資金	0	0	0	0
収入の部合計	150,207	283,644	411,312	540,406

(支出の部) (単位 千円)

年 度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
科 目	新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出	181,376	274,648	293,959	313,587
教育研究経費支出	27,271	54,375	55,813	71,744
管理経費支出	8,686	14,718	14,416	17,628
借入金等利息支出	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0
施設関係支出	0	0	0	0
設備関係支出	1,770	3,626	3,626	4,533
資産運用支出	0	0	0	0
その他の支出	0	0	0	0
〔 予備費 〕	0	0	0	0
資金支出調整勘定	0	0	0	0
翌年度繰越支払資金	△ 68,896	△ 63,723	43,498	132,914
支出の部合計	150,207	283,644	411,312	540,406

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

	_	年 度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完 成 年 度
科	E		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
		学生生徒等納付金	132,459	248,230	362,554	475,431
		手数料	2,738	5,104	5,472	7,050
	収	寄付金	1,344	2,859	4,136	5,476
ا بد		経常費等補助金	7,625	16,170	23,528	31,446
教	入	付随事業収入	1,959	4,200	5,160	6,580
育活		雑収入	680	601	742	3,083
動		教育活動収入 計	146,805	277,164	401,592	529,066
別		人件費	181,376	274,648	293,959	312,723
収支	支	教育研究経費	44,149	82,505	100,821	128,004
^		管理経費	11,068	18,688	19,180	24,775
	出	徴収不能額等	0	0	0	0
		教育活動支出 計	236,593	375,841	413,960	465,502
		教育活動収支差額	△ 89,788	△ 98,677	△ 12,368	63,564
#/-	П	受取利息•配当金	3,402	6,480	9,720	11,340
教育活	収入	その他の教育活動外収入	0	0	0	0
活	^	教育活動外収入 計	3,402	6,480	9,720	11,340
動	+	借入金等利息	0	0	0	0
外	支出	その他の教育活動外支出	0	0	0	0
収支	Щ	教育活動外支出 計	0	0	0	0
ᄝ		教育活動外収支差額	3,402	6,480	9,720	11,340
		経常収支差額	△ 86,386	△ 92,197	△ 2,648	74,904
	ılız	資産売却差額	0	0	0	0
4+	収入	その他の特別収入	126	312	312	520
特別	^	特別収入 計	126	312	312	520
	+	資産処分差額	0	0	0	0
収支	支出	その他の特別支出	0	0	0	0
~	Ŧ	特別支出 計	0	0	0	0
		特別収支差額	126	312	312	520
	5備3		0	0	0	0
		且入前当年度収支差額	△ 86,260	△ 91,885	△ 2,336	75,424
		且入額合計	△ 1,770	△ 3,627	△ 3,627	△ 4,533
当年	度収	又支差額	△ 88,030	△ 95,512	△ 5,963	70,891
前年	度終	^{操越収支差額}	0	0	0	0
		瓦崩額	0	0	0	0
翌年	度終	^{操越収支差額}	△ 88,030	△ 95,512	△ 5,963	70,891
(参	考)					
		助収入 計	150,333	283,956	411,624	540,926
事業	活重	助支出 計	236,593	375,841	413,960	465,502